

第1部

- 1 会議の日時 令和7年1月14日（火）午後1時30分から午後1時55分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室
- 3 出席者の氏名
 - (1) 委員
小賀野晶一 委員（会長）、小倉久子 委員、末吉永久 委員、鈴木公一 委員、田中大介 委員、山口幸宏 委員（五十音順）
 - (2) 事務局
宇野審査情報課課長、松下副課長、情報公開班職員
- 4 会議に付した議題
 - (1) 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について（報告）
 - (2) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について
- 5 議事の概要
 - (1) 議事録署名人の指名について
会長が議事録署名人として山口委員を指名した。
 - (2) 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について（報告）

事務局から、千葉県情報公開推進会議の令和5年度の活動実績等について、次のとおり報告があった。

 - ア 公開の会議の開催状況では第1回会議を開催した。
非公開の会議の開催状況では、苦情の審議を行っており、その概要は資料1-1、1(2)のとおりであった。
 - イ 苦情処理状況については、資料1-1、2頁のとおりであった。
 - ウ 開示請求等の状況について
令和5年度の請求状況は、決定件数11,218件であった。
実施機関別の決定件数については、資料1-2、2(2)のとおりであった。
不服申立ての状況については、資料1-2、3のとおりであった。
 - エ 検討
報告事項について、各委員から特に発言はなかった。
 - (3) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について
事務局から、資料2により2件の意見書が提出されたことが報告され、令和6年度意見書1及び2について、次のとおり報告があり、検討が行われた。
 - ア 令和6年度意見書1について
所在不明の文書について、新たに発見されることを所期して年度に1回、開示請求を

しているが一度も発見されない、文書が全て発見されるまで探索を続け、その具体的な計画を立て、申出人にその計画を具体的に知らせるべき、との意見である。

(状況等の説明)

意見書の背景には、申出人が行った開示請求に対し知事が部分開示決定を行ったが、この決定に対して異議申し立てが出され、情報公開審査会の審査の結果、数件の文書が発見され、原処分を取り消し発見された文書の開示決定等を行うべきとの答申が出された、ということがある。申出人は県の決定に違法があったとして、国家賠償法に基づく損害賠償を求める訴訟を提起し、県に賠償金を支払えとの判決が出されている。

申出人は、裁判後も新たに文書が発見されることを所期して年度に一回、開示請求をしているが一度も発見されないこと、請求対象所属の長から、今後、探索する予定はないと回答をされたこと、から意見書を出したものである。

イ 令和6年度意見書2について

令和6年度から千葉県職員録の販売が廃止され、職員名簿は文書館で閲覧、コピーすることとなった、文書館でのコピー代は職員録の販売価格と比較して3倍から6倍程度の値段となっている、事実上の大幅な値上げで情報提供の拡充施策と正反対の対応であり、あってはならないことだ、との意見である。

(状況等の説明)

職員録を所管する所属によると、インターネットの普及による問い合わせ手段の充実、ペーパーレス化の推進やコスト削減などの観点を踏まえ、今年度から職員録を廃止したとのことである。令和5年度版の職員録は約500円で販売されていたが、文書館でのコピー代金は組織順の名簿で約1500円、50音順の名簿で約1500円であり、全部をコピーすると約3000円になる。意見書にある、約3倍から6倍程度の値段というのはこのことを指していると思われる。

ウ 検討

小賀野会長 まず、意見書1について御意見等がございましたら、お願いいたします。

鈴木委員 最初に探したけど見つからなかったという書類というのは、そもそも、保存していなければいけない書類だった、ということなのでしょうか。

事務局 そうだと思われます。

鈴木委員 それが無くなってしまい、探したけどなくて、裁判があり、その後、毎年開示請求がされていて、でも、もういくら探してもないから、もうこれ以上見つけることができません、探すこともできませんという話、との理解でよろしいですか。

事務局 そうです。開示請求があれば請求対象文書は全部特定して決定することになります。本件については廃棄したとして特定しなかった文書があるのですが、不服申し立てが出され、情報公開審査会の審査で探したら文書がいくつか出てきたので、それを特定しなさいという答申が出て、その件に関連してこの方が損害賠償請求訴訟をして賠償が認められました。

その後、出てきた文書以外にも文書があるのではないか、ということで、

この方が毎年度開示請求をしているけれど、最初の争いの時に見つかった文書以外の文書はいくら探しても出てこない。それが何回か続いた後、今回、これ以上は探しませんという文書が出されたと、そういう話です。

鈴木委員 一生懸命探したけどない、ということですよ。

事務局 そうだと思われま。

鈴木委員 隠す必要もないでしょうから、特に不適切な感じはしませんけれども。

小賀野会長 他にありますか。

では、意見書2について御意見、御質問がありましたらお願いします。

鈴木委員 職員録を作っていた時は、何部ぐらい、その分厚い冊子を作っていたのでしょうか。コストが軽減されたということなののでしょうか、発行しなくなったということは。

事務局 発行しなくなったのは、インターネットの普及等によるものだと担当課では言っています。職員録のかなりの部分は職員が買っており、毎年度、数千部程度は売っていたものです。

鈴木委員 それもなくしたんですよ。職員が使用する分もなくしたと。

事務局 職員の方は、職員だけが見ることのできる庁内のホームページがあり、その中で検索できますので、こういう職員録はなくても良いだろうというのが担当課の判断だと思います。

鈴木委員 一般的な感覚だと、県として経費を削減できるので、そういう意味では、職員録を見ない人にとっては税金を使うのが減ったという感覚もあつたりするんですね。この方には申し訳ないのですが、この方は全頁欲しいのかもしれませんが、全頁どうしても欲しい人は、どのくらいいるのでしょうか。そもそも500円弱で売っていた、というのが安いという感覚があるんですね。そう考えると、必要な数頁だけコピーする方にとっては、情報料としてはむしろ安くなる場合もあるので、特に不適切な対応ではないとは思っています。

小賀野会長 ありがとうございます。名簿を作成すること自体、プライバシーや個人情報の保護のこと等で、無くなりつつあるという状況がありますよね。その流れの一環で、こういう御意見が出たということだと思います。

他にございますか。

それでは御検討が終了したということで、第1部の議題を終了します。

最後になりましたが、傍聴者の方で御発言の御希望があれば御発言していただければと思います。

傍聴者 ありがとうございます。本日、傍聴者として参加したのは、昨年の情報公開推進会議の会議録を拝見しましたところ、傍聴者はなかった、ということでした。情報公開条例の解釈を読みますと、会議の公開は傍聴させることにより行う、とあります。そういうことですから、県民として微力ながら情報公開の推進に役立ちたいと思ひまして傍聴に参りました。

本日の議事についての発言ではないのですが、推進会議の委員の先生方並びに事務局職員の皆様におかれましては、ますます情報公開の推進に御尽力くださるようお願いいたします。以上でございます。

小賀野会長 どうも、激励をいただきまして、お忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、第1部につきましては、これで終了とさせていただきたいと思えます。